

一般社団法人沖縄オープンラボラトリ プロジェクト会員規約

第1条 (目的)

本規約は、一般社団法人沖縄オープンラボラトリ（以下「当法人」という）の会員に関する規約の内、特にプロジェクト会員に関する会費、その他関連する事項をプロジェクト毎に定めるものとする。

2 本規約に定めのない会員活動の基本的事項や入退会、会員の権利義務等については当法人の会員規約に定める通りとする。

第2条 (事業年度)

当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

第3条 (OTTOOP活用プロジェクト会員)

OTTOOP活用プロジェクト会員は、OTTOOP活用プロジェクトの活動に参加することができる。

その他のプロジェクトに参加する事は出来ない。

OTTOOPとは Okinawa Transit and Tourism Open data Platform の略であり、沖縄県の観光2次交通機能強化事業の下で整備された沖縄県内の交通データ及び観光データを保持するプラットフォームである。OTTOOP活用プロジェクトはOTTOOP上のデータを活用し、課題解決や新たなサービス創出を目指すプロジェクトである。

2 OTTOOP活用プロジェクト会員の年会費は以下に定める通りとする。

区分	対象	年会費
区分A	データプロバイダー (沖縄県内交通事業者 (バス、モノレール、船舶等))	無料
区分B	データコンシューマー (スタートアップ) (IT事業者、サービス事業者、その他)	(1口) 120,000 円
区分C	データコンシューマー (一般) (IT事業者、サービス事業者、その他)	(1口) 1,200,000 円

3 年度途中で入会した場合においても会員の期間は年度末までとし、更新を希望する場合は次年度開始前に更新の意思表示を行うものとする。

4 区分Aのプロジェクト会員については、入会時に自社のデータ (路線、時刻表等) をOTTOOPに提供するものとする。また、そのデータに変更があった場合は速やかにOTTOOP上で更新するものとする。データの格納や更新作業においては必要に応じてプロジェクトのスタッフが支援を行う。

5 区分B、及び区分Cのプロジェクト会員については、入会月か翌月末までに初年度の会費を納めるものとする。初年度の会費は、年額を入会月から年度末までの期間で月割りした金額とする。

凡例：2021年9月20日入会の場合は年額の12分の7 (9月から3月までの7か月分) を納める。月途中の入会でも日割りはしない。

次年度以降の会費は毎年5月末日までに年額を一括して納めるものとする。

- 6 スタートアップ（区分B）については、理事会にて対象企業の審査を行い、その適用可否を決定する。
- 7 区分Cのプロジェクト会員については、以下を行う事ができる。
 - OTTOP のWEB サイトにサポーターとしてロゴを掲載
 - OTTOP の関連イベント時、チラシやポスター等へサポーターとしてロゴを掲載及びイベント内でのライトニングトーク等

第4条（Model Driven NW DevOps プロジェクト会員）

Model Driven NW DevOps プロジェクト（以下、第4条において、本プロジェクトと呼ぶ）会員は、本プロジェクトの活動に参加する事ができる。その他のプロジェクトの活動に参加する事は出来ない。

- 2 本プロジェクト会員の年会費は、1口240,000円とする。
- 3 年度途中で入会した場合においても会員の期間は年度末までとし、更新を希望する場合は次年度開始前に更新の意思表示を行うものとする。
- 4 本プロジェクト会員は、入会月か翌月末までに初年度の会費を納めるものとする。
初年度の会費は、年額を入会月から年度末までの期間で月割りした金額とする。

凡例：2021年9月20日入会の場合は年額の12分の7（9月から3月までの7か月分）を納める。月途中の入会でも日割りはしない。

次年度以降の会費は毎年5月末日までに年額を一括して納めるものとする。

附則

本規約は、令和3年 9月 1日から施行する。